

2009年3月14日 進化する「地域密着型サービス評価」事業

外部評価制度改正のポイント

～ 介護サービス情報の公表導入を踏まえて

NPO法人地域生活サポートセンター

平林 景子



1 . 外部評価制度の見直しのポイント

平成21年度から始まる「介護サービス情報の公表」の実施と、より実効性の高い外部評価のあり方に向けて、外部評価制度の見直しが行われました。

見直しのポイント

事業者負担の軽減

情報公表と外部評価の重複する項目を整理し、作業負担の軽減を図る
訪問調査日を同一日にして、事務作業や対応等の負担の軽減を図る
訪問調査を同一日にすることで、調査費用の圧縮を図る
外部評価事業の経営状況公開と適正な評価手数料を定める

評価機関・評価調査員の質確保・向上

評価機関の更新制や評価調査員研修のあり方を見直し、外部評価の質向上を図る

外部評価の実施頻度の見直し

一定要件を満たす事業所に対して、外部評価実施頻度を2年に1回とする
サービス評価の活用の徹底
→目標達成プラン(改善計画)の作成、提出

2 . 両制度の趣旨・目的等の理解

事業者自らが創りあげ、育ててきたサービス評価(自己評価・外部評価)制度と、介護保険法の規定にもとづき実施される介護サービス情報の公表制度では項目に関する視点や考え方、調査員に求められる資質等、様々な点が異なります。

このため、両制度の趣旨・目的を十分に理解されるよう普及啓発することが、関係者等へ求められています。

外部評価

事業者が行う自己評価の
客観性を高め
サービスの質の改善を
図るもの

情報公表

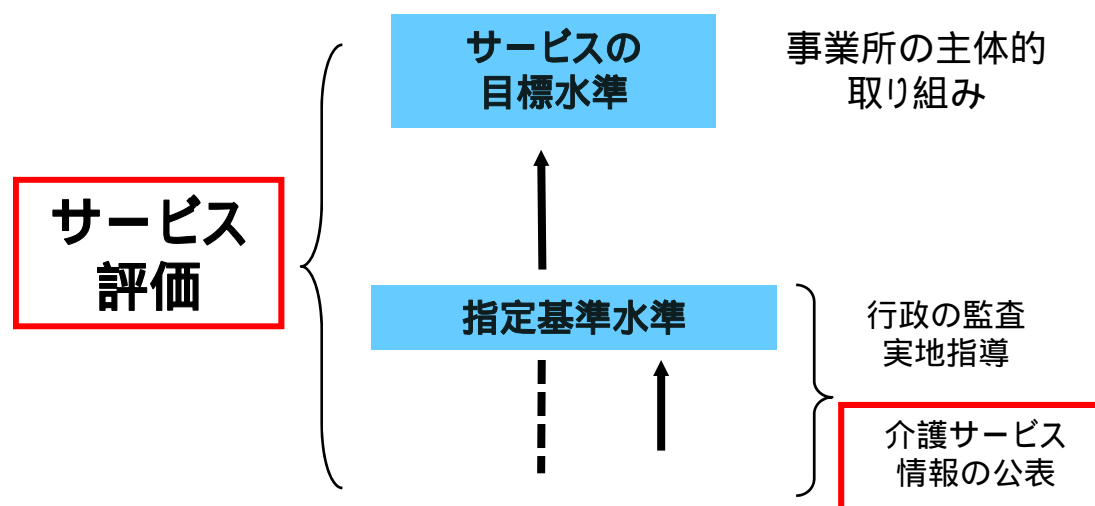
利用者によるサービスの選択
を支援するため
客観的な事実情報を
公表するもの

サービス評価の目的の確認

1. 利用者及び家族の安心と満足を図ること
2. ケアサービスの水準を一定以上に維持すること
3. 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを促すこと
4. 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自発的な研修等によるケアの向上を促す教育的効果をねらうこと
5. 小規模多機能型居宅介護ならびにグループホーム事業者に対する社会的信頼を高めること

サービス評価の位置づけ

サービス評価は指定基準水準で定められている本来のあり方をベースに、より高い水準に引き上げていく

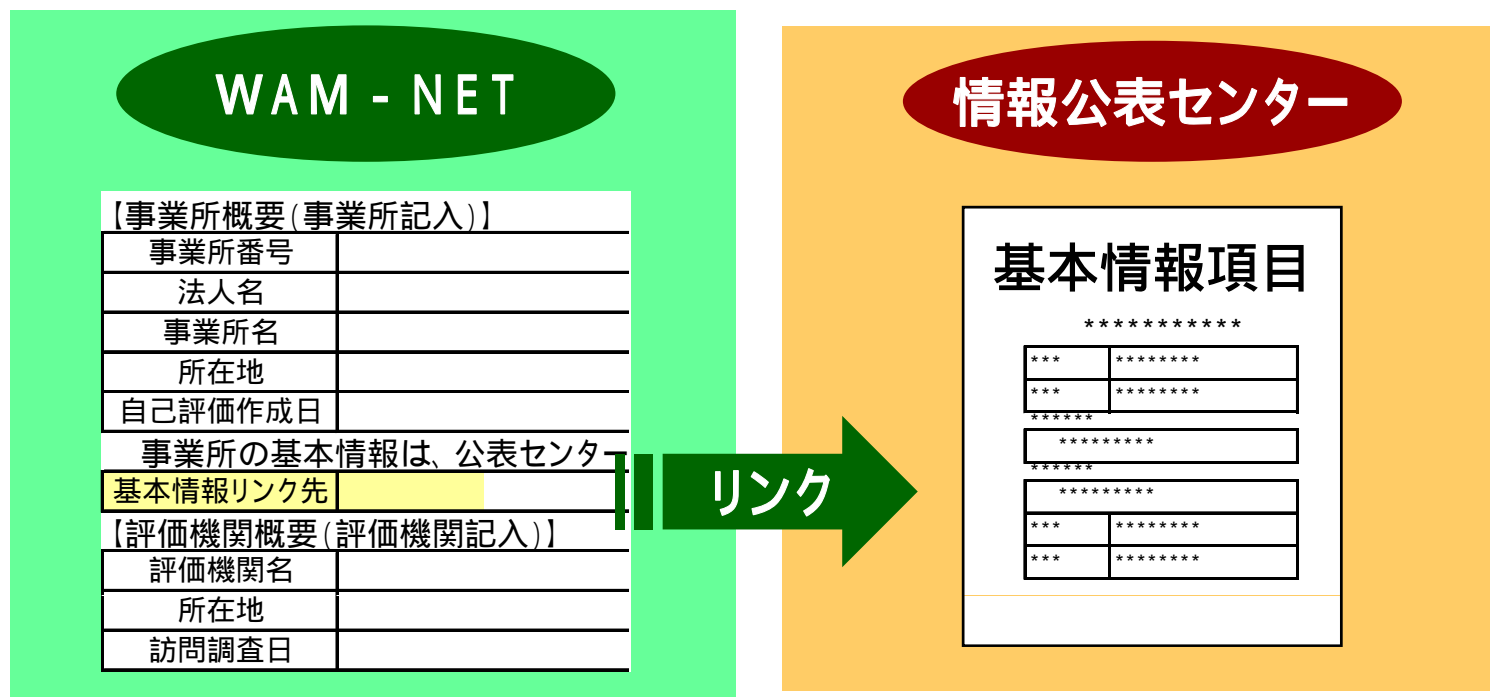


3 . 情報提供票の見直し

「情報提供票」は、情報公表の「基本情報項目」を活用することが可能であるため、情報提供票は廃止されることとなりました。

外部評価では事前資料として基本情報項目を参考とします。

WAM-NET上で公開する「自己評価および外部評価結果」のページから、情報公表「基本情報」のサイトにリンクさせて閲覧できる方式になります。



4 . 自己評価項目及び外部評価項目の見直し

評価項目の焦点化をめざすとともに、公表調査項目との整理をするため、項目の見直しが行われました。

見直しに際しては、単に項目数を減らすのではなく、以下の点を考慮しながら作業を行いました。

項目に重複感があるものや、合体可能のものは統合・整理
項目のねらいが分かりにくいという指摘があるものについて精査
公表調査項目(基本情報項目)と重複感のないよう整理

自己評価項目

87項目 55項目

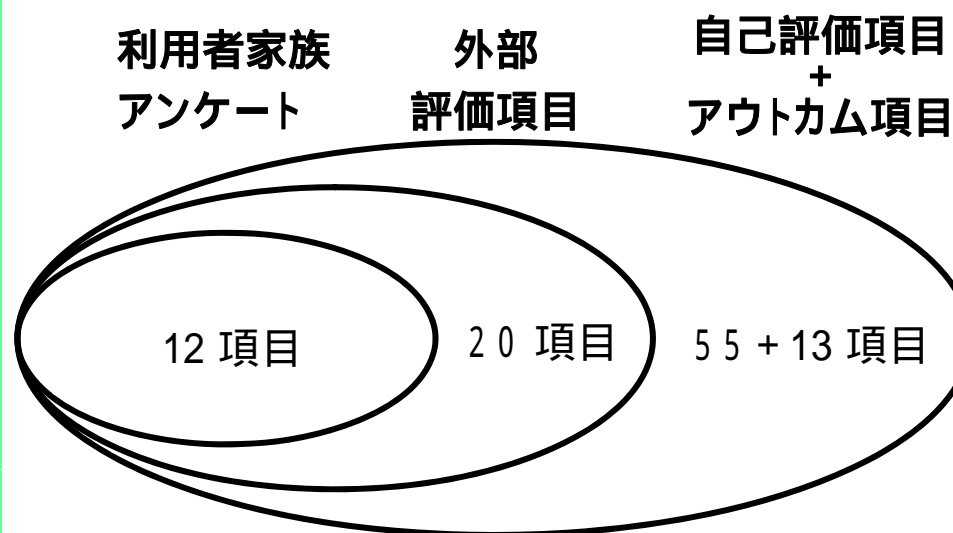
外部評価項目

30項目 20項目

アウトカム項目(変更無し)

13項目 13項目

サービス評価の振り返り



5 . 新しい外部評価項目（20項目）（案）

外部評価項目の抽出要件

時間的な制限を勘案

対話から引き出せる展開性の高い項目を

基準省令を基本に、調査員の価値観、期待水準に左右されにくい項目を

外部評価項目

理念の共有と実践

事業所と地域とのつきあい

運営推進会議を活かした取り組み

市町村との連携

身体拘束をしないケアの実践

運営に関する利用者、家族等意見の反映

運営に関する職員意見の反映

馴染みの人や場との関係継続の支援

思いや意向の把握

チームでつくる介護計画とモニタリング

かかりつけ医の受診支援

重度化や終末期に向けた方針の共有と支援

災害対策

一人ひとりの尊重とプライバシーの確保

食事を楽しむことのできる支援

排泄の自立支援

入浴を楽しむことができる支援

日常的な外出支援

居心地のよい共用空間づくり

居心地よく過ごせる居室の配慮

6 . 訪問調査方法の工夫（同一日調査について）

同一日調査とは

外部評価機関の選定と情報公表の調査機関として指定を受けた機関の評価調査員と、情報公表調査員の研修履修をした者が、同一日に両制度の調査を実施することです。

同一日調査の具体的なメリット

事業所、実施機関にとって訪問調査は1回となり、その前後の調整や事務手続き等も一元化され、整理しやすく、簡便化が期待される。訪問調査の交通費が一回分となる。（離島等遠隔地の事業所の影響大）同一日に実施しても、評価調査員の訪問調査の時間帯や前後の実働時間が現行とそれほど相違ない。両制度の調査項目の重複感を削減し、相互に活かすことで相乗効果が期待される。

7 . 具体的な訪問調査の方法

有識者会議では以下の2パターンを考案し、モデル調査を行い、検証しました。それぞれの方法にメリットとデメリットがあり、どちらで実施するかは、評価調査員の熟練度や事業所の意向によって選択が分かれるところです。

| | Aパターン | Bパターン |
|-------------------|--|---|
| | 午前、午後に分けてそれぞれの調査を実施する | 一日を通して、外部評価の流れに沿って情報公表項目の確認を一体的に行う |
| メリ ット | <ul style="list-style-type: none"> ・慣れ親しんだ調査方法である ・時間配分がしやすい ・外部評価項目だけに絞り込める ・各制度それぞれの将来的変更に対応しやすい | <ul style="list-style-type: none"> ・重複感がない ・評価項目につなげて問うていくことで、マニュアルや書類等の必要性や活用方法が見出せる ・事業所にとって、虚無感、負担感が少ない(質確保・向上のための意味ある制度として生きる) |
| デ メ リ ット | <ul style="list-style-type: none"> ・項目の重複感(午前に聞かれ、午後にも聞かれ) ・事業所にとって2つの制度を実施する負担感 ・機械的にこなす感があり、情報公表調査に意味が見出せない | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員の力量が問われる(両制度の項目の習熟、事務能力、コミュニケーション力等) ・事業所の理解、書類等の整備状況に左右される ・調査時の煩雑感(机の上が整理しにくい) |

8 . 適正な評価手数料について

外部評価は公的な事業であることを踏まえ、適正な手数料の設定が求められます。経営状況や積算根拠を明らかにしながら、手数料の妥当性、透明性を確保することが必要です。

参考：全国評価機関の評価手数料

| | グループホーム(1ユニット) | 小規模多機能 |
|-----|----------------|----------|
| 最小値 | 45,000円 | 45,000円 |
| 最大値 | 200,000円 | 250,000円 |
| 平均値 | 97,997円 | 99,178円 |
| 中央値 | 95,000円 | 99,500円 |

2008.11.21 WAMNET調べ。一部評価機関実態調査(2007年度)より補強。
東京都を除く。

9 . 外部評価の質確保について

外部評価の質を担保していくために、外部評価機関の監督指導や評価調査員の養成研修に関する見直しが行われました。

外部評価機関の選定更新・監督指導など

外部評価機関は、都道府県に対して、外部評価の実績を定期的に報告することになります。

上記の報告をもとに、定期的な選定が行われることとなります。

地域の外部評価の質確保・向上を図るため、都道府県には、外部評価機関の監督指導を強化することが求められています。

評価調査員の養成研修

現在、評価調査員研修は、評価機関自ら、または適当と認められた法人に委託して実施することとなっていますが、今後は、都道府県、または、都道府県が指定する法人が実施することとなります。

研修要件を詳細に定めることにより、研修の水準を確保し、評価調査員のレベルアップを図ります。

10 . 外部評価の頻度の見直し

現在、外部評価は、原則、年に1回受審することが義務付けられていますが、平成21年度以降は、過去に外部評価を5年間継続して受審している事業所であって、以下のような一定要件を満たした場合において、実施頻度が2年に1回でも差し支えないこととなりました。

外部評価の頻度見直しに関する要件等

市町村との連携や適切な運営推進会議の開催等により、事業運営の透明性やサービスの質が確保されていること
自己評価結果、外部評価結果及び目標達成プラン(改善計画書)を市町村に提出していること
都道府県が当該制度の適用について市町村の同意を得ていること

サービス評価は評価を実施することに意味があるのではなく、評価結果から明らかになった課題について、改善を図っていくことが重要です。そのために、目標達成プラン(改善計画)の作成が必須です。